

議案第73号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市北本3丁目141番地2大島ビル2階
特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ
理事長 新井利民
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月27日 提出

北本市長 三宮幸雄

別紙

公の施設の名称

中丸学童保育室、南学童保育室、西学童保育室、西第二学童保育室、東学童保育室、東第二学童保育室、栄学童保育室、石戸学童保育室、北学童保育室、北第二学童保育室及び中丸東学童保育室